

# 一般社団法人音楽発達サポート協会

## 講座受講規約

本受講規約(以下「本規約」という)には、一般社団法人音楽発達サポート協会以下、「当協会」という)の許諾に基づき、本講座の受講希望者(以下「受講希望者」という)が受講の申込(以下「受講申込」という)を行い、当協会が提供する本講座を受講するにあたっての、当協会との間の契約条件が規定されています。

### ■ 第1条(受講料金等)

受講希望者は、当協会のウェブサイト上、又はその他で掲示する受講料金を支払うものとします。

### ■ 第2条(本受講の申込)

受講希望者は、当協会のウェブサイト上に掲載する手続き、又は当協会の定めるその他の手続きに従って、受講申込を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会の別途定める事項について、正確且つ最新の情報(以下「登録情報」という)を申込書その他に記載して提供するものとします。

1. 受講希望者が、本講座を勤務先等の所属団体(以下「所属団体」という)を通じて申し込む場合(以下「団体申込」という)、所属団体と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。
2. 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する方は、本講座の受講申込を行うことができません。
  - (1)後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けている場合
  - (2)講座内容を適切に理解できない可能性がある場合
  - (3)その他当協会が本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合

### ■ 第3条(本講座受講申込の承諾)

1. 当協会は受講希望者より、当協会のウェブサイト上に掲載する手続き、又は当協会が定める他の手続きによって、受講申込を受けた時、受講希望者に対して、本講座の受講を許諾する旨と、受講料金の支払い方法を電子メール又は書面にて通知するものとします。

2. 当協会と受講者間の本講座の提供に係る契約(以下「本契約」という)は、受講料金の入金を確認した時に有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。

#### ■ 第4条(決済方法)

本講座の受講料金の決済方法は次に掲げるとおりです。

##### (1)銀行振込

受講料金を当協会が指定する口座へお振込み下さい。(振込手数料は受講希望者の負担とします。)指定口座は、申込み後に当協会から電子メール又は書面にて通知するものとします。

#### ■ 第5条(権利)

本講座修了後に取得することができる権利は、当社のウェブサイト上に掲示する等適宜の方法により通知するものとします。

#### ■ 第6条(講座修了の条件)

本講座を修了するための条件は、当協会のウェブサイト上に掲示する等適宜の方法により通知するものとします。

#### ■ 第7条(登録情報の使用)

1. 当協会のウェブサイト上に掲載されるプライバシーポリシーに従い、登録情報及び受講者が本講座を受講する過程において、当協会が知り得た情報(以下「受講者情報」という)を使用することができるものとします。
2. 当協会は、講座内容の撮影及び録音を行い、資料又は販促物として当協会のホームページ等、各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。

#### ■ 第8条(遵守事項及び確認事項)

1. 受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。
  - (1)当協会及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、

言動等をしないこと。

(2) 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、当協会及び講師等に一切の責任を求めないこと。

(3) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当協会及び講師等に一切の責任を求めないこと。

(4) 受講者が精神的に不安定な状態になり心療内科・精神科・神経科に通院している場合、またはカウンセリング等に通っている場合は、必ず担当医師、またはカウンセラーに相談し、参加可能な場合は、その経緯を本協会に報告した上で参加すること。

2. 当協会と受講者は、本講座の受講が、受講者の事業における成果や子育てにおける成長発達を何ら保障するものでなく、また、受講者の行う事業や子育てに関して一切の責任を負うものでないことを確認します。

#### ■ 第9条(教材の著作権)

1. 教材とは、当協会が実施する各講座で使用するテキスト、レジュメ、板書、及び講義が収録されたカセットテープ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM その他メディア等、いかなる媒体であるかを問わず、文字・音声・画像情報のいずれかが記録されたものすべてを言います。
2. 前項の教材の著作権、商標権等の一切の権利は、すべて当協会に帰属します。
3. 当協会は、受講契約の成立したお客様に、お客様ご自身がされる学習の目的の範囲に限り、その使用权を与えます。
4. 教材について、以下の行為を禁止します。
  - 方法、理由の如何を問わず、教材の複製物を作成すること。
  - 方法、理由の如何を問わず、第三者に売却、貸与すること。
  - その他当協会に帰属する知的財産権を侵害する行為を行うこと。
  - 前3項の諸条項に違反する行為があった場合、当協会は当該行為者に対し、直ちに教材の返還を請求できるものとし、民事上の措置（損害賠償等）、および著作権法に基づく刑事上の措置をとるものとします。

#### ■ 第10条(受講者資格の中断・取消)

受講者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止、又は将来に向かって取り消すことができるものとします。また、次の各号に掲げるいずれか

の事由に該当する場合(同項第2号を除く)は、受講料金の返金(返金保証による返金を含む)は行いません。

- (1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (2) 講座内容を適切に理解できない可能性がある場合。
- (3) 営利、又はその準備を目的とした行為及び営業活動や勧誘の禁止、その他当協会が別途禁止する行為を行った場合。
- (4) 受講者が後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- (5) 本規約又は法令に違反した場合。
- (6) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
- (7) 当協会又は当協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- (8) 当協会の事業活動を妨害する等により当協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合。
- (9) その他、受講者として不適切と当協会が判断した場合。

#### ■ 第11条(講座の中止・中断及び変更)

1. 当協会は、本講座の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、本講座の運営を中止・中断・講義日程・担当講師の変更ができるものとします。
2. 受講途中であっても、予告なしに担当講師変更、コースの閉鎖、講義内容の追加・修正を行う場合があります。
3. 前項の場合には、当協会は本講座の中止又は中断後10営業日以内に、当該講座についての受講料金を返金いたします。但し、当協会の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。なお、次回以降に開催される同内容の講座への振替を希望する受講者は、次回講座に参加することができます。

#### ■ 第12条(返金)

- 当協会が開催する講座等の参加費をお支払い頂いた後のキャンセルに関しては、正規参加費の一定割合をキャンセル料として差し引いて返金いたします。  
申込頂いた講座  
(以下、「講座」という)講座開催日の14日前よりキャンセル料が発生いたします。
- 講座開催日より15日前まで:キャンセル料はかかりませんが、事務手数料として2,000円と振り込み手数料のご負担をいただきます。

- 10日～14日前まで:総受講料の20%
- 3日～9日前まで:総受講料の50%
- 当日～2日前まで:総受講料の100%

なお、キャンペーン等で書籍や教材費免除、入学金減額などとなっている場合は、書籍、教材費、入学金の正規金額を差し引いた金額を返金いたします。

1. 講座開催日当日の10日前からの日程変更・コース変更につきましては、事務手数料として2,000円を頂戴いたします。
2. 講座開催日の前日を1日前とします。また、返金の際の振込み手数料は受講者の負担といたします。
3. 講座開始日以降の解約・返金は、個人的理由等によるお申し出により、書類を提出いただいた場合、変更、解約、返金させていただきます。

解約、返金額は、解約手数料として未受講料相当額の20%相当の金額を控除した残額といたします。

#### ■ 第13条(インターネット受講システム)

スカイプ等のインターネット受講システム利用において、設備等の保守、災害発生、回線障害・接続障害等によりシステム停止、中断、制限が発生する場合の損害についての責任を負いかねますので、ご了承ください。

#### ■ 第14条(著作物等)

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物(以下「本著作物等」という)に関する著作権及びその他知的財産権は当協会に帰属し、当協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- (1)本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2)本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3)私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- (4)その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

## ■ 第15条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、当協会によって開示された当協会固有のカリキュラム、指導プログラム・実践に基づいた方法論、実習内容および技術、営業上その他事業の情報(講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない)並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

## ■ 第16条(損害賠償)

1. 受講者が、本講座に起因又は関連して当協会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償するものとします。
2. 本講座に起因して又は関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

## ■ 第17条(規約の変更)

当協会は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を変更することができます。当協会により変更された本規約は、当協会のウェブサイト上に掲載された時点で、効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者に適用されるものとします。

## ■ 第18条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

## ■ 第19条(免責)

お客様による講座申込書の記載内容の不備、誤記、虚偽、記載事項の変更に伴う未届けまたは、当規約についての不知・誤解釈による不利益については、当協会は責任を負いかねます。

■ 第20条(準拠法および管轄裁判所)

1. 当規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が提供されるものとします。
2. 本契約を巡る一切の紛争は、当協会が指定する簡易裁判所又は、地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

■ 第21条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

付則 本規約は平成28年9月1日より実施するものとします。  
一般社団法人 音楽発達サポート協会